

各指定管理者 様

小矢部市文化スポーツ課長

感染症予防策を取り入れたスポーツ施設の利用について

日頃より、本市のスポーツ振興にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のように、県は、5月14日付けで「新型コロナウイルス感染拡大にかかる富山県対策指針」を策定し、5月29日からステージ1の措置に移行となります。

本市におきましても、5月28日開催の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、公共施設利用の対応について、5月29日から通常通りの利用が可能と決まりました。

つきましては、施設の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「社会体育施設の再開に向けたガイドライン」（スポーツ庁）を参考に感染症予防策を取り入れて運営されるよう、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

施設使用時の条件（3密の徹底）

- (1) 換気を徹底すること（密閉しない）
 - ・ 窓、ドアを開けてこまめに換気をする
- (2) 人との距離を空けること（密集しない）
 - ・ 対人距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保すること
- (3) 近距離での会話や発声、身体接触のある活動は避けること（密接しない）
 - ・ マスクの着用を徹底すること
 - ・ 大声を出したり、歌や発声をする活動や運動はおこなわないこと
 - ・ 身体接触のある活動はおこなわないこと
- (4) 参加者の把握
 - ・ 主催者は、参加者名簿等を作成し、連絡先を把握すること
 - ・ 必要に応じて厚生センター等の公的機関へ提供され得ることを事前周知する
- (5) その他
 - ・ 会議等は、必要最小限の人数で、開催時間はできるかぎり短時間とすること
 - ・ 手洗い・手指の消毒を徹底すること
 - ・ 施設内での、水分補給は認めるが、できるだけ飲食は行わないこと
 - ・ 水分補給する場合は、対話や会話をしながらの補給は避けること

※. 大規模イベント等については、5月29日～

屋内：100人又は収容定員の50%のいずれか小さい方

屋外：200人

※ 部活動は、6月1日から段階的に実施（6月8日以降は通常実施）

市外との対外試合は6月末まで実施しない（7月以降は状況を見て判断）

※ スポーツ少年団、学校開放は、6月8日から活動再開・施設利用を実施

市外との対外試合は6月末まで自粛要請

※ 市外の利用者は可能です。県外の利用は、6月1日から特定警戒都道府県以外の方の利用は可能となります。